新潟市立新関小学校長　様

療養解除届（新型コロナウイルス感染症用　令和５年５月８日改訂）

新潟市立新関小学校

　　年

児童氏名

療養解除届（新型コロナウイルス感染症用）

上記の者は、新型コロナウイルス感染症により療養等をしておりましたが、以下のとおり発症した後５日を経過し、かつ、症状が軽快した後１日を経過しましたので本届を提出します。

　発　症　日　　　：　　月　　日

症状が軽快した日：　　月　　日

　登校開始日　　　：　　月　　日

　　年　　月　　日

保護者氏名

保護者の方へ

新型コロナウイルス感染症は学校保健安全法により、出席停止期間の基準が定められています。この間は、他の人に感染させる恐れがあるため、登校することはできません。

【発症した後５日を経過し、かつ、症状が軽快した後１日を経過するまで】

　※「症状が軽快」とは、解熱剤を使用せずに解熱し、かつ、呼吸器症状が改善傾向にある状態です。

＜例＞



・ 本届は、**保護者等が記入するもの**です。医療機関に記入を求めないでください。

・ 療養後登校するに当たっては、診断時に医師から再受診の指示があった場合は、

それに従ってください。